

# 第七十五回国参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和五十年三月二十日(木曜日)  
午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 隆君  
理事 小林 国司君  
高橋雄之助君  
神沢 浄君  
原田 立君

委員 青井 政美君  
岩上 妙子君  
大島 友治君  
梶木 又三君  
初村滝一郎君  
平泉 涉君  
山内 一郎君  
栗原 俊夫君  
志苦 裕君  
鶴園 哲夫君  
相沢 武彦君  
小笠原貞子君  
塚田 大願君  
向井 長年君

衆議院議員

農林水産委員長 坂村 吉正君  
代理理事 坂村 吉正君  
発議者 坂村 吉正君

國務大臣

農林大臣 安倍晋太郎君  
國務大臣 金丸 信君  
(国土庁長官)

政府委員

厚生政務次官 山下 徳夫君

厚生省医務局長 木暮 保成君  
農林政務次官 柴立 芳文君  
農林大臣官房長 大河原太一郎君  
農林省農林経済局長 岡安 誠君  
農林省畜産局長 澤邊 守君

事務局側  
常任委員会専門員 竹中 讓君

説明員

人事院事務総局 角野幸三郎君  
給与局長 鈴木 章生君  
農林省農林水産技術会議事務局 研究総務官

本日の會議に付した案件

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤隆君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴園哲夫君 きょうは、最後のよう質問になるわけですから、ですから、それぞれ各委員の方からいろいろな質疑があると思うのですけれども、私は二つお尋ねをしたいのです。

一つは動物検疫所の整備、強化という問題ですね、その全般論について伺いたいのですけれども、私、農林省の職員録を見ますと、動物検疫所というのが横浜にあって、支所が五つですね。沖繩まで入れまして五つあって、それぞれ出張所があって、その出張所というのは十ありますね。で、あと分室がある。この間、職員録を見るとそういう配置になっていますね。それで、この整備、強化について、五十年といいますが、あるいは昨年からと言ってもいいんですが、四十九年から、あるいは五十年からどのよう整備、強化しようとしていらっしゃるのかという点と、それから、その動物検疫所全体に働いている動物検疫官というのですか、その員数です、お尋ねしたいわけでありませう。

○政府委員(澤邊守君) 現在、動物検疫所において動物、家畜、畜産物の輸入検疫をやっておるわけですが、御承知のように、最近、一般動物、家畜、畜産物の輸入が非常にふえております。人の交流も非常にふえておりますので、検疫につきましても、海外から悪性伝染病が侵入しないように、特に厳重に行う必要があるという事柄が畜産振興上も非常に必要であり、また、公衆衛生上も必要であるという事柄でござるわけでございますが、現在の体制といたしましては、御指摘にございましたように、本所が一カ所、支所が五カ所、出張所が十一、それに分室が三ということで、主要な海港及び空港に設置されておるわけでございます。

これまでの整備の経過を御説明しますと、四十五年度から三カ年計画で主要な輸入港、これは神戸と横浜でございますが、その動物検疫所の施設整備を進めました。さらに、四十六年に成畜の輸入の自由化が行われたわけでございますが、それに伴いまして輸入頭数がふえるという見込みがござ

りましたので、検疫所の博多出張所というのがございますが、それを四十六年度から二カ年計画で施設の整備を終わりました。また、最近におきましては、船よりは航空機によって種畜等が輸入される例が非常にふえてまいっております。したがって、四十六年度から三カ年計画で成田空港における係留施設を設置いたしましたほか、現在考えておりますのは、この五十年から鹿児島支所の整備を行いたいと思っております。これは、鹿児島は現在市内にあるわけでございますが、周辺が市街地化したということ、施設も老朽化しておりますし、さらに鹿児島空港は国際空港になりまして、特に南九州地域は新興の畜産主産地ということで、家畜の輸入も非常に今後もふえてくる見込みでございますので、南九州地区の輸入の基地的な性格になるわけでございますので、鹿児島空港周辺に移転整備をしたいということ、五十年度からおむね二カ年計画をめぐりにして整備に着手することになっております。これらの施設整備によりまして、四十九年度までに、成田空港を含めまして全国の主要海、空港十二カ所の係留施設で、同じ時期に牛馬換算で一千万頭の係留検査が実施できる能力を現在持つに至っております。係留施設等の施設の整備とあわせて、検査の機器の近代化を図るとか、あるいは検査技術の向上を図ることも必要でございますので、そのような努力をいたしております。

お尋ねのもう一つございました家畜の防疫官、これは獣医師の資格を持つておる職員を充てておるわけでございますが、現在百二十五名に増員をいたしておりますので、これは四十五年度八十三名でございますので、政府全体の定員の抑制あるいは削減措置という中では、特段の配慮をいたしまして増加をいたしておるわけでございます。これら施設、機械、人員の面で整備を進めておるわ

けでございます。これによりまして、動物、畜産物の検疫業務について万全を期するという考えを進めておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いま局長、鹿児島支所というふうにおっしゃったけれども、支所に昇格するわけですか。

○政府委員(澤邊守君) 失礼いたしました。鹿児島出張所の誤りでございます。訂正いたします。

○鶴岡哲夫君 そこで、いろいろお尋ねをしなければならぬのだけれども、まず、人事院見えていいますか、人事院まだ来ていないかな。来ていないですね。

○政府委員(澤邊守君) 支所長は三等級、出張所長は四等級でございます。

○鶴岡哲夫君 その防疫官の資格ですね、どういうような資格でもってこの防疫官になっているんですか、主として。

○政府委員(澤邊守君) 獣医師の資格を持っている者をもって防疫官に充てております。

○鶴岡哲夫君 じゃこの問題は、後で人事院が見えると思いますので、お見えになってからお尋ねをしたいと思います。

もう一つ、五十年に鹿児島の出張所を移転をして、そして拡充するということについて伺いたいで、お尋ねをしても、お話のように、確かに飛行機を使った家畜の輸入が近年非常にふえてきています。そういう意味で成田の空港に検疫所を設置されて、それを拡充される。さらにまた、鹿児島の出張所を空港の近くに移動して、そして拡充するというようなことですが、いま鹿児島の出張所は、鹿児島市の前の空港の近くにありますが、統計資料を見ますと、四十八年度までの統計資料を見ますと、鹿児島の動物検疫所が扱っている

仕事の量というのは推察がつくわけです。それが今度、五十年から鹿児島空港が国際化しているし、まあ形式的には国際空港になっておるわけですから、その空港の近くに移動をして拡充すると、当然その空港を使った動物の輸入というのがふえてくる、ということだろうと思っております。

○政府委員(澤邊守君) 現在、鹿児島空港に種畜等の家畜が輸入されるという例は非常に少ないわけでございます。現在、鹿児島港、海の方の海港の方ですが、これに入りやすいものの、検疫対象になりますのは主として骨粉が大部分でございます。先ほど申しましたように、今後畜産の主産地として発展が期待されております南九州地区に、直接種畜等を入れるという場合には、今後は鹿児島空港を使って空路輸入をするということがふえてまいるといふふうに思っております。

現在、職員は三名おりました、当然移転整備をいたしますれば人員の増加もいたしたい。さらに空港の周辺に移転をしたいと思います。海港の方の検疫も必要でございますので、海港の方には分室をつくるかというふうなことにしまして、空港、海港ともに支障のないような検疫体制を整備していきたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 それは、いまは港に着きます骨粉と、それからニュージールランドから羊の肉が入っております。そういうものに対する検査が行われておるわけですね。消毒、そういうものが行われておる。あと羽田に着いた鶏のひなですね、これは、大きくして種鳥にするわけですが、これは種鶏にするわけですが、そういうものも羽田に、アメリカ、ロンドン等から多数着いておる。それが羽田で着地検査をして、それを鹿児島空港に送って、鹿児島空港で保留検疫をするという

いうようなことはやっていないのかどうか。

○政府委員(澤邊守君) 骨粉が主と申しましたけれども、御指摘のよう、ニュージールランドからマトンが一部入りまうとも、鶏のひなが入っております。これは羽田から鹿児島空港に回しまして、そこで保留検査を現在やっております。

○鶴岡哲夫君 そこで、その羽田の空港には、まあこれ当然五十四年度には成田の空港ができるというふうなことになるから、いまのところ、羽田には、そういう大きな敷地もないでしょうし、ですから、何万羽というふうに着くひなを保留してどうするか、あるいは大型の家畜を保留して、そして防疫をすることがいこうとは思いますが、それは横濱でやっておられるのじゃないかと思っております。それで、横濱に保留して横濱でやるということにもなるんじゃないかと、今後、成田空港が五十四年にできるといふことになりましたら、成田空港に先ほどのお話のように、そういう保留所をつくって、そこで二週間なら二週間、あるいは三週間保留して検疫をするということになるんだらうと思っております。

ね。そういう場合、成田空港に検疫所ができて、そういう保留地ができる、そのこと、横濱のいま行われている保留所の関係、それから、鹿児島空港が五十二年度中には完成し、五十二年から発足することになるんだらうと思っております。ですから、そこに、そういう保留所をつくって、飛行機で運ばれて来る小家畜あるいは大家畜の保留して検疫をする、ということになると思うので、鹿児島島はどうかという点、それから、成田島ができた場合に横濱にある保留地の検疫といふのはどうなるのか、その三つの点について、相互関係についてひとつお尋ねしたいわけですね。

○政府委員(澤邊守君) 成田の検疫施設ができましたら、そこで保留検査をやるわけでございますが、全体といたしまして、成田に重点的に全部やるというわけにまいりませんので、従来、羽田で

行えなくて横濱へ行ったものはもちろん成田でできますけれども、なお、横濱におきましても、直接鹿児島へチャーター便等でも入るものも考えられますので、それらのものについては、鹿児島におきます検疫も合わせて、いまの三カ所について申し上げれば、三カ所それぞれにやるという体制でいきたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、成田に保留地ができるそれはそれとして、さらに横濱にある保留地は保留地としてやる、鹿児島空港にできる保留地は保留地としてやる。それはつまり、輸入の小家畜あるいは大家畜というものがやはり漸次ふえていくというふうな考え方もあって、そういうふうなお話なんだろうと思っております。その点についてはいろいろ疑問の点もあありますが、いま局長の話はそういうことで承っております。

鹿児島の空港の方、鹿児島にできますのはこの五十年の予算としてはまだ組んであるのか。

それから、現地で聞きますというのと、五十年度は敷地を確保するという考え方のようであり、そういうふうに聞いております。ところが、現地で聞きますと、二千万円の敷地の費用だという話なんです。ですが、空港の近くはもういまや十アール二千万円程度になっておるわけです。なお保留地には、どうしても二千万円ぐらい、六ヘクタール程度の土地が必要だということなんです。ですが、敷地等の経費としては二千万円、言うならば十アールしかない、六十分の一しかないということになるわけですね。そこで相当空港よりも遠いところに、相当離れたところにつくらざるを得ないだろうという気がするので、すけれども、これまたえらいう話だといふふうに思っております。が、どういふふうに考えられていらっしゃるのかお尋ねしたい。

○政府委員(澤邊守君) 鹿児島出張所の二カ年間を目途といたします整備計画は、いま御指摘ございましたように、二万平米。それから建物検査室が一棟、畜舎三棟が主要なものでございますが、

行えなくて横濱へ行ったものはもちろん成田でできますけれども、なお、横濱におきましても、直接鹿児島へチャーター便等でも入るものも考えられますので、それらのものについては、鹿児島におきます検疫も合わせて、いまの三カ所について申し上げれば、三カ所それぞれにやるという体制でいきたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、成田に保留地ができるそれはそれとして、さらに横濱にある保留地は保留地としてやる、鹿児島空港にできる保留地は保留地としてやる。それはつまり、輸入の小家畜あるいは大家畜というものがやはり漸次ふえていくというふうな考え方もあって、そういうふうなお話なんだろうと思っております。その点についてはいろいろ疑問の点もあありますが、いま局長の話はそういうことで承っております。

鹿児島の空港の方、鹿児島にできますのはこの五十年の予算としてはまだ組んであるのか。それから、現地で聞きますというのと、五十年度は敷地を確保するという考え方のようであり、そういうふうに聞いております。ところが、現地で聞きますと、二千万円の敷地の費用だという話なんです。ですが、空港の近くはもういまや十アール二千万円程度になっておるわけです。なお保留地には、どうしても二千万円ぐらい、六ヘクタール程度の土地が必要だということなんです。ですが、敷地等の経費としては二千万円、言うならば十アールしかない、六十分の一しかないということになるわけですね。そこで相当空港よりも遠いところに、相当離れたところにつくらざるを得ないだろうという気がするので、すけれども、これまたえらいう話だといふふうに思っております。が、どういふふうに考えられていらっしゃるのかお尋ねしたい。

○政府委員(澤邊守君) 鹿児島出張所の二カ年間を目途といたします整備計画は、いま御指摘ございましたように、二万平米。それから建物検査室が一棟、畜舎三棟が主要なものでございますが、



しょうけれども、どうもそこら辺がはつきりしない。係留地に庁舎ができるのか、空港に庁舎ができるのか、その点をはつきりさせてもらいたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 宿舎はいま具体的な名前も出まされけれども、そのような町を念頭に置いて現在選定をいたしておるわけでございます。そこで庁舎、畜舎の方は、私どもは、いま一つの候補地になっておられますのは、十七、八キロ離れておるといふように聞いておりますが、そこに仮につくるといふことになりますれば、飛行場の空港ビルの中にも一室をお借りをして事務を行うといふことも考えておられますので、その辺の仕事の配分も考えていきたいというふうに思います。何分用地の取得といひますのは、近くに求められれば結構でございますが、予算等の関係もございまして、若干離れたところもやむを得ないかと思っておりますが、その際には空港の中でお借りする部屋で、かなりの仕事が処理できるように仕事のやり方も考えながら、できるだけ勤務に不便を来さないように考えてまいりたいというふうに思います。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、私の理解では二万平米の空港から十七、八キロまた山手に入ったところに係留地ができる、そこに主たる人員はおるのだ、そうして空港の中に一室を借りて事務所もまた置かれていく感じですね。そうして、宿舎の場合は、六戸か七戸かはつきりしませんが、その程度のもので町にできる。それは該当しているところは現地では加治木町だと、こういうふうには言われているんですね。言われているわけですね。言っているんじゃないかと言われている。そういう話が出ています。

そこで、もう一つの問題は六戸か七戸ということになりますと、これは国設宿舎にならないわけですね。加治木町には労働者の職業安定所もあります。あるいは農林省の食糧事務所の支所もあります。また加治木町には建設省の道路管理事務所もあります。ですから、そういう意味で、二十戸の

国設宿舎ということを考えれば、考えられないことでもないけれども、しかし、とも二十戸の国設宿舎をつくるというわけにいきたくない。そうしますと、省庁別宿舎を考えなければならぬということになります。その辺のこととはどうお考えになっていらっしゃるのか。国設宿舎になさるのか、省庁別宿舎にされるのか、どういふふうにお考えになっていらっしゃるのか。

○政府委員(澤邊守君) 宿舎につきましては、現在財務局という御相談をしておるところでございますが、いま御指摘にございましたように、二十戸各省の優先機関が集まってつくるといふことになりますれば、公務員住宅、国設宿舎ができるわけでございますので、財務局もそのようなことをできればしたいという意向のようでございますので、われわれとしても、そのような方向でお願いをして進めていきたいというふうに思っております。

○鶴岡哲夫君 次に、先ほどの問題で人事院の給与局の次長が見えておられますから伺います。動物検疫所の獣医さん、防疫官の処遇の問題について、これは二十六年以降は獣医というのすべて四年制の大学を出て、そして獣医の国家試験を通じて上級職の乙という資格で採用されて、防疫官として従事しているわけですね。それで動物検疫所の機構というのが、検疫所があって、支所があって、支所が五つあって、出張所が十一あるという組織になっておりますね。それで分室が三つある。そういう組織になって、それから、組織のたてまえから言いますと、当然支所長というの、これは三等級ということになりましょうし、出張所長というの、これは四等級ということになる。画一的に考えればそういうことになるだろうと思いませんか。言うならば権威ある組織と同じ位置づけになりますよね。

そこで、問題が出てくるのは、国家試験を受けて獣医で動物防疫官として働いているんだが、行きていくところは支所長というところですね。三等級ということになるわけですね。出張所長だと四

等級というところになるわけですね。これが大変不満なわけですね。不満じゃなくて、これは大変不釣り合いだということですね。人事院といふものはいいかげんなところ、よくも長い間おつき合いをしておられますけど、とにかくどっか、そこにか振り回されちゃって、それで小さな職種といひますか、人数の少ない職種といひますか、おざりにされるという感じが、いいかげんに忘れられるというのかな。看護婦さんの問題だ、これは長い間忘れておたわけですか、ごく最近ですよ。それも、どっか、そっかの力で、中には大変な不満があったんですけれども、いろいろの事情で、最近目が向けられるようになったわけですね。ですから、私は、いま次長に対しては申しわけないんですけれども、そういうことを言っちゃね。申しわけないんですけれども、しかし、何といひますかね、少ない職種についてなかなか手が届かないというところがあると思うんですよ。そこで、いま一体、動物検疫官の問題について、行き着くところが四等級だといひますかね、これはあまりひど過ぎやしないかと思ひますかね。防疫官が百二十五名だといひます、百二十五名です。支所長が五名ですから、出張所長が十一名ですから、あと本所が五名として、この職名わかっておられます。数もきちんとしているのですわ。そうしてみますと、これはひどい話だな。これ、どういふことだろうと思ひますかね。それから、人事院も検討すべきであるし、それから農林省も少し主体性がないんじゃないですか。もったきちんとしたらどうですか。どうですか、このところをきちんとして、もうちょっと上げなければどうにもなりませんよ。これはどういふでしょう。まず、農林省の見解を承って、それから人事院の角野さんの見解も承っておきたい。

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫官は、海外からの悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するといふような重要な任務を持っております。また、高度な専門技術も要するといふ仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていく

といふことは大事なことだといふふうにならぬ。いま御指摘ございました点は、獣医職というふうな特別な職をつくらうかといふこと、あるいは御意見かと思ひますけれども、この点につきましては、検査の性格から言ひまして、一般の行政に属する仕事ではないかと。行政の範疇に入る仕事だといふような点から、なかなか切り離して特別の職種をつくるというのにはむずかしいと思ひますし、それから現在、給与上、国家公務員の上級の待遇を特別にしておるといふようなことはございまして、そういう特別な職種をつくることは、これは非常にむずかしいのではないかと。いろいろ研究はいたしておりますけれども、むずかしいのではないかと思ひます。また、他の機関との人事交流等もやる必要もございまして、それらを考えますと、特別な職種を考へるということについてはなお慎重に検討すべき問題ではないかといふように思っております。

その他、職員の処遇の改善に関連することについては、空港勤務といふ特殊性がございまして、いろいろな勤務条件につきましては特別な手当等についても、できるだけ拡大していくような方向で、今後関係当局ともお願いをいたし、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(角野幸三郎君) 人事院からお答えをさせていただきます。ただいま先生から動物検疫所の検疫員について等級別定数といひましたか、職務の等級の改善についてのお話がございました。私ども、いま先生のお話では、非常に小さいところでもありますが、数の少ないところはおろそかになっておるといふふうには、おしこりをいたさず、毎年等級別定数の改善作業をいたしております。各々、たとえば農林本省からいろいろ御相談をいただきまして個別に綿密に作業をいたしておりますので、お話の検疫員の処遇の問題でございますが、こ

等級というところになるわけですね。これが大変不満なわけですね。不満じゃなくて、これは大変不釣り合いだということですね。人事院といふものはいいかげんなところ、よくも長い間おつき合いをしておられますけど、とにかくどっか、そこにか振り回されちゃって、それで小さな職種といひますか、人数の少ない職種といひますか、おざりにされるという感じが、いいかげんに忘れられるというのかな。看護婦さんの問題だ、これは長い間忘れておたわけですか、ごく最近ですよ。それも、どっか、そっかの力で、中には大変な不満があったんですけれども、いろいろの事情で、最近目が向けられるようになったわけですね。ですから、私は、いま次長に対しては申しわけないんですけれども、そういうことを言っちゃね。申しわけないんですけれども、しかし、何といひますかね、少ない職種についてなかなか手が届かないというところがあると思うんですよ。そこで、いま一体、動物検疫官の問題について、行き着くところが四等級だといひますかね、これはあまりひど過ぎやしないかと思ひますかね。防疫官が百二十五名だといひます、百二十五名です。支所長が五名ですから、出張所長が十一名ですから、あと本所が五名として、この職名わかっておられます。数もきちんとしているのですわ。そうしてみますと、これはひどい話だな。これ、どういふことだろうと思ひますかね。それから、人事院も検討すべきであるし、それから農林省も少し主体性がないんじゃないですか。もったきちんとしたらどうですか。どうですか、このところをきちんとして、もうちょっと上げなければどうにもなりませんよ。これはどういふでしょう。まず、農林省の見解を承って、それから人事院の角野さんの見解も承っておきたい。

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫官は、海外からの悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するといふような重要な任務を持っております。また、高度な専門技術も要するといふ仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていく

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫官は、海外からの悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するといふような重要な任務を持っております。また、高度な専門技術も要するといふ仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていく

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫官は、海外からの悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するといふような重要な任務を持っております。また、高度な専門技術も要するといふ仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていく

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫官は、海外からの悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するといふような重要な任務を持っております。また、高度な専門技術も要するといふ仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていく

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫官は、海外からの悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するといふような重要な任務を持っております。また、高度な専門技術も要するといふ仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていく

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫官は、海外からの悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するといふような重要な任務を持っております。また、高度な専門技術も要するといふ仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていく



これは非常にベットのなものがふえているんじゃないかと思うんですがね。ですから、ベットのなものを対する獣医師というものと産業動物に関する獣医師というものは、一体どんなふうになつてゐるのか、そういうところを聞きたいのでなければ、これはまた改めて、大臣が来たところでもちよつとお伺いしましょう。時間もまいりました。ぜひ私もちよつと質問したいと思つたんだけれど、隣の栗原委員が質問したいという希望があるものですから、ここで私の質問は一応やめまして、それぞれひとつ簡単に答弁をいただきたい。

○政府委員(澤邊守君) ベットのなものがふえておられますことは、犬の面におきましても見られるわけですが、国内の獣医業務につきましてもベット関係が非常にふえているというところがございます。特に、輸入関係につきましても鳥類が愛玩動物として非常にふえているというところがございます。都市を中心といたしましてそういう愛玩動物がふえるということに對しましては、獣医に對しましては必要もふえてまいりますので、それらに對しましては獣医全体の配置の問題と関連いたしまして十分検討してまいりたい。さらにまた、獣医師に對しまして社会的な要請が非常に多様化と言いますか、あるいは技術の面でも高度化しておりますので、現在獣医大学の教育年限の延長問題等も検討いたしておるわけでございますが、これは直接には文部省所管でございますが、現在の四年制を六年制に延長するといふようなことが、畜産上もあるいは公衆衛生上もわれわれ農林省から見まして、必要なことだと思つたので、そういうようなことが早期に実現できましようわれわれもいたしまして、期待すると同時に、それに伴ひまして獣医師制度全体の見直しも必要にならうかというところで研究を始めておるところでございます。

○説明員(角野幸三郎君) 俸給表の医療職の適用の問題につきましては、検疫員の職務内容をよく、それと医療職の関係、適用の関係をよく研究

いたしました、別途の問題としてよく研究させていただきますと、かように考えております。

○栗原俊夫君 時間を五分ばかりもらいました一言だけお尋ねしたいと思つます。実は、高崎の競馬場で馬の伝染性貧血ですか、これで五十七頭殺処分をいたしました。この手当金の問題ですが、最高限度が五十九万円と、こういうことなんですが、現在の対象となる馬のあり方です、全体どのくらいおつて、競走馬がどのくらいかという割合のあり方、これは競走馬——ギャンブルのいい、悪いはこれは論外として、現実にある競走馬ですから、競走馬とその他の馬、これをひくくするに最高限度額五十九万円というあり方ではないのかどうか。現実には、これは分けて評価をしなければ、これは実際に沿わないような感じがするけれども、これらに對する考え方をひとつ述べていただきたいと思つます。

○政府委員(澤邊守君) 殺処分手当の額につきまして、競走馬と一般の農耕馬、鞍馬等とは経済価値が違つたに同じ最高限度五十九万円では問題ではないか、こういう御指摘かと思つますが、手当金の最高限度を設けておられるのは、手当金の額というものは基本的にその家畜の残存価値というところであります。それは一般的には家畜となる前における価値と大体比例をするというところでございますけれども、無制限というわけにはいかないとはいふふうな考えに基づいて最高限度をきめておられるわけでございます。と言いますのは、競走馬だとか、種畜なども普通の家畜よりは非常に価格が高いわけでございますが、それらは普通の家畜よりは特別の何と申しますが、価値能力を持っておるという場合の、いわば付加的な価値部分がある、普通の家畜よりもあるというところで高くなつておられるわけでございますが、患畜になると、病気になるというふうになりますと付加価値部分はなくなるというふうに考へていいのではないかと、通常付加価値部分が消滅する。競走馬であつても、いまの高崎の場合、伝染性貧血にかつたといふことになりますれば——通常の馬よりは価値が本来は高い、競走馬として、にもかかわらず、病気になることによつて価値はなくなつた、付加価値部分は、というふうに考へられることからも、限度額の算定に当たつて、標準的な家畜の、一般の家畜の最高限度を基準として定めておる。競走馬の場合もそれが適用されると、こういうふうな考へ方でも同一にしておるわけでございます。

○栗原俊夫君 競走馬と一般農耕馬、鞍馬の現在の比率、頭数等はどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年度で見まして、全部で十二万一千頭のうち、農用馬が六万六千頭、約五五%でございます。それから軽種馬が五万五千頭、四五%、全体の頭数のうちの、といたことが四十九年の数字でございます。軽種馬の中にはまたその中にいろいろ種雌馬もあつます。種雌馬もあつます、競走馬もあつます、普通の乗用馬も入つておるわけでございます。競走馬そのもので見ますと二万四千頭でございます。

○栗原俊夫君 この疾病にかかると、これは所有者の意思にかかわらず、とにかく強制的に殺処分をするわけですか。そのときに、さつき言つた付加価値が、病氣にかかると、なくなるというふうな、その考へ方というものは、なかなか、私自身には理解しがたいのですけれども、やはりそういう物の考へ方が当然の考へ方なんですかね。競走馬といふようなものを認めないというなら別ですけれども、競走馬といふものがあり、そしてそのものの価値が具体的に、たまたま疾病にかかつたから強制殺処分をする。このときの手当として、病氣にかかつたから、そうした競走馬としての価値はなくなるんだという物の考へ方というものは、ちよつとどうもわかりにくいのですけれども……。

○政府委員(澤邊守君) 競走馬の価格は、賞金を相当かせぐ優秀なものには非常に高い、格差が相当大きいわけでございます。そこで、どういふふうに評価するかという問題もございまして、ただいまの競走馬の場合、高崎で発生いたしました伝染性貧血の場合です。これは一たん病氣にかかりましたと、後は競走馬としては廃用せざるを得ないといふものなものですので、したがつて、伝播を防止するために殺処分をするわけですが、競走馬も、そういう一たん病氣にかつた場合、競走馬としての能力を失つていふことでもございませう。発病したものに對しては、競走馬としての先ほどから申し上げておるような付加価値部分はこれは消滅したといふふうな考へていいのではないかと。もちろん御本人自身が非常に損害を受けたといふことは、これは否定できませんけれども、ただ殺処分というのには御本人の意思にかかわらず殺することを命ずるわけでございますので、それの補償的な意味の手当金といたしましては、やはり病氣にかかつた時点で残存価値といふものを標準にして考へていいのではないかと、いふふうな考へに基づいて、そのような通常の馬なら馬の最高水準を、最高限度額といふように決めておる。競走馬といふことで特別な付加価値分は考へておらないといふことでございます。

○栗原俊夫君 そういう理論から言つと、たとえば食肉用に飼つておる豚とか、焼却しなきゃならぬような、食べることのできないものの残存価値といふものはどういふものなんですか。ここには最高限度三万円と書いてあるけれども、人間の食べることのできない段階になつた豚の残存価値といふものは一体どういふものなんですか。私はゼロにしか思えないけれども、むしろマイナスでしょう、費用がかかるだけ。

○政府委員(澤邊守君) 殺処分いたします場合には、やはりそれによつて命令を出すわけですが、これも、相手が受認するといふことが、協力しやすくするために、やはり一定の手当金を出さうといふことが必要だといふ面もございまして、それらを考へまして、まあ、病氣のいかにともよりますけれども、後で食用に供せられるものももちろんございまして、できないものもございまして、したがつて、そのような最高水準といふのを決めておるわけでございますが、先ほど私

が申し上げましたのも、一つの観点でございますが、それだけではなしにやっておりますわけでござい

ます。

○栗原俊夫君 これ最後です。

まあ、わかったようなわからぬお話ですよ、実際。そして四十六年の附帯決議で現実の市場価値というものに沿うように、何といいますが、最高限度を改めると、こういうふうに書いてあるわけですから、必ずしも、これこの物価高の急勢の中で沿うておらぬと思ひます。そういう意味合いで競走馬の問題も——私は、ギャンブルには反対の口ですから、競争馬に、やみくもに協力をしようとか、そういうことじゃありませんけれども、やはり一般の鞍馬、農耕馬と競走馬の区別、それからいま一つには、ここに掲げてあるすべての対象家畜の評価等につきましても、やはりこの時点では見直す段階にきているんだと、こう思いますが、まさにそのとおりだという答弁をもらいたい、このように思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 前回の当委員会での御審議の際も、大臣からお答えいたしましたけれども、畜種によりまして、四十六年に決めております最高限度が最近の実勢から見ると低過ぎるというものがございまして、牛、馬、豚でございますが、これにつきましては、最近の取引の実勢価格等を検討いたしまして、評価額を引き上げるように努力をしたいと思ひます。

○小笠原貞子君 四十六年の改正の附帯決議がなされて、それについていろいろ進められておられると思いますが、その中でも、家畜保健衛生所の充実というものがどの程度具体的に進められているのか、そしてその進みぐあい、予算なども勘案されて、まずまずいま大体これでいいというふうに見られているのか。またこれでは十分だというふうな点があるとすれば、それは具体的にどのくらい点がまだそこまできていないというふうにごらんになるのか。また、国の統廃合で相当、数は減らされているわけですが、そこからだけ見ての判断はつきかねると思ひますけれども、その

統廃合に無理はなかったのかどうか。それから都道府県への財政の援助というものはどういうふうな形でなされつつあるかという、その点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 家畜保健衛生所は二十五年に法律がございまして、設置されて以来、都道府県におきます第一線の家畜衛生行政の機関として重要な役割りを果たしてまいりましたわけでございます。しかしその後、家畜の飼養頭数が急増いたしておりますのに伴いまして、業務が非常に増大してございまして、さらに大規模化するということによりまして家畜の衛生事故も非常に複雑、多様化しておるといふこととございまして、それに対応いたしまして職員の数をやしたり、あるいは施設を充実するといふことをやる必要があるというところで進めてきておるわけでございまして、特に保健所の統合につきましては、四十年から七十年計画で保健所の広域統合を進めてきたわけでありまして、もちろん、それとともに診断用の施設だとか、器械を整備するとか、あるいは機動力を充実するとかといふことによりまして、業務の効率化、サービスの充実にも努めてきておるわけでございまして、この統合の趣旨は、市町村の合併とか、あるいは農協の合併とかといふことと、関係機関の区域が大規模化しているということと、それから交通事情も昔に比べて非常に便利になっておるといふこともございまして、先ほど言いましたような要請されます衛生技術の多様化といふことも、やはり公域に統合した大きな保健所におきまして、技術水準を上げて、ある程度専門化をして専門ごとの分業体制もとりながらやられたほうが要請にこたえるのではないかと、いう考えを進めてきたわけでございます。各都道府県が家畜保健衛生所整備計画というものをとりまして、それに対して農林省で協議を受けまして、承認をして設置するといふことでやってきたわけでございまして、現在、数は二百二になつてお

りまして、

さらに、人員につきましても四十年の統合の前には一千八百五十六名の獣医師が、他の職員は別々にいたしまして、獣医師だけ見まして保健所に配置されておったわけでございまして、四十八年の四月一日で見ますと、二千二百三十二名というところで、数の増員を図っております。省令によりまして保健所の基準を決めておられますが、これは通常の保健所につきましては十人以上の獣医師を配置する、特別の鑑定施設を持つておられます各県大体系一カ所の保健衛生所につきましては、十三名以上といふような基準を決めておられます。これは全国的に見ますと平均十一名を若干上回っておりますけれども、各県ごとには実は若干の格差がございまして、一支所当たりの平均が非常に少ないところと、十人という基準をかなりオーバーして充実しているところという格差がございまして、これは今後の課題といたしまして、なるべく全国的に不足しているところは重点的に強化をしていくというふうなことを進めなければいけないというふうに考えております。

財政的な援助につきましては、新しく施設をつくつたり機械を整備するといふ場合に援助をいたしておりますが、人件費につきましては、これはかつて、二十六年までは補助金を交付しておたわけで、職員設置補助金といふことで、補助金を農林省から交付しておりましたけれども、現在は地方交付税に算入されております。したがって、農林省から直接補助金を出しておるわけはございませぬが、この基準単価といふものは、等につきましても、実情に合うように直していく、あるいは算入されております人数も全員現在になっておりませんので、今後の問題としてできるだけ算入定数をふやすといふことと、それから、単価を現状に全部合わせるというわけにはまいりませんと思ひますが、できるだけ実情に合わせた単価に引き上げていくというふうな努力をしなければいけないというふうな考えをしております。

○小笠原貞子君 それじゃ、具体的に伺っていき

たいと思ひますけれども、第一に、家畜保健衛生所の職員以外の共済組合や、一般開業の獣医師に頼まなければならぬ間に合わないというふうなことになるのが現状なわけですか。特に北海道で見ますと、「家畜伝染病予防事業雇入れ獣医師手当交付状況」といふのを調べてまいりますと、昭和四十八年には実人員五百六十名、七千五百六十三延べ日数になっております。四十九年で見ますと、五百六十名で、七千二百六十七延べ日数です。北海道では、各支庁ごとに各一カ所ずつ計十四カ所あるわけですから、このうち病性鑑定室といふものを持つておられるところが四カ所になっておられます。職員数で見ますと、四十九年現在で見ますと二百二十四名でございます。省令で決められた数字による定員を見ますと二百五十二名、二十八名の不足、五十年で三三〇名とされるから二十五名という不足が出てきているわけなんです。こういうものについてどういうふうにごらんになっていらつしやるかということ。

○政府委員(澤邊守君) 北海道におきましては、北海道が古い馬産地帯であり、また最近におきましては、酪農を中心として非常に発展しておるといふような、他の県とは違つた事情もございまして、生産者団体、特に共済組合が雇用しておられる獣医師が非常に多くて、それが組合員の診療に当たつておるといふような状況になっておられます。したがって、乳用牛等の診療など家畜衛生部門を主としてこの共済組合の獣医師が担当するといふことになっておられます。内地的場合とかなり違つておられます。共済組合職員がきわめて高い割合になっておられます。これは私どもの把握しておりますところでは七〇%ぐらいになっておられますが、全国平均でいきますと大体三〇%ぐらいというところでございまして、その意味では生産者団体、特に共済組合が非常に重要な役割りを担つておるといふように言えるわけでありまして、したがって、家畜防疫事業に従事しますまいわゆる

雇入れ獣医師の中でも、共済組合に所属する獣医師を雇い入れる率が非常に高い率になっている、内地よりはるかに高い率になっているというふうな実態でございます。反面、御指摘のように北海道の家畜保健衛生所の職員は先ほど申しましたような省令で決まっております平均十名以上という基準に達していません。たしか八・六人ぐらいかと思いますが、そこまで至っておりませんので十分とは言えない。したがって、今後職員数の増加につきましては努力しなければいけないと思いますが、再編整備前に比べますと、北海道におきます保健衛生所の職員はかなり増加の努力をしているということではございますが、なお他県に比べますと不足である。四十年には八十八名だったのが四十九年には百二十四名ということで五割近い前後の増員をしておりますので、その意味では先ほど申しました全国での増員の比率に比べますれば努力はされておると思いますが、農林省といたしましては今後とも引き続き努力する必要がある、道の努力に対して協力をする必要がありというように考えております。

○小笠原貞子君 いまおっしゃったとおりで、私もおたくから出されている資料によって見まして、やっぱり北海道という問題があるな、とそう思って見たわけなんです。いま局長おっしゃいましたように、一保健衛生所当たりの職員数が八・六人になっております。全国平均十・二という数字から見ても、やっぱり相当北海道の場合はいろいろと考えていただかなければならない。また人員だけではなくて、北海道のあの広域な地域ということも考えてみましても、全国平均で見ますと千五百六十二平方キロメートルというところなのに、北海道で割ってみますと五千六百八十八平方キロメートルというように、地域もものすごく広い対象になっている。そういう広い対象の中で人員については非常に少ないというふうに出てきているわけですね。北海道の場合、広いけれども、小さいところよりも密集して飼っているからというふうな点もあろうかと思ひます。

けれども、やっぱりその辺のところを、全国的に同じような目で見られると、いろいろの問題が今後起きてくるんじゃないかというふうに思うので、この点考えていただきたいと思うわけなんです。その辺のところ、北海道の特殊な状態というものを考えて今後いろいろ対策も考えていただければどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 北海道は、地域が非常に広大であるということも御指摘のとおりで、したがって、獣医師の行動半径も非常に広いということ、まあ先ほどおっしゃいましたように確かに密度は高いという面でのメリットもありますけれども、しかしデメリットの方が大きいだろうというふうに思ひます。北海道は、酪農あるいは将来は肉牛につきましても、わが国での畜産の主産地として今後一番期待される地域でございます。畜産全般を見ましても、都市周辺からだんだん遠隔地に立地が移動しておりますが、その際、北海道というのはいずれも最重要で考えるべき地域だといふふうにおもわれも思っておりますので、ただいま御指摘にございましたような他の都府県に比べまして道の保健衛生所の職員数が少ないというところは、いま申しましたような期待からいいますと十分こたえてないということになりますので、われわれといたしまして十分道に指導協力をいたしまして充実方については重点的に考えていきたいというふうに思ひます。

○小笠原貞子君 そういふようなわけで、結果として何になつてくるかという、雇入れ獣医師というものに頼まなければならぬというところにはね返ってくるわけなんです。非常に、その意味では、北海道の場合は五百四十人比になっている、全国平均では二百二十五人比になっている。雇入れ獣医師というのが、いま、職員数の不足の中では非常に大きな役割を果たしているといふことなんですけれども、それが、ちょっといふ心配なことは、その雇入れ獣医師になつてもらう方々の中で、やっぱり待遇が思うようにいかないうことであるというふうなことが

現実起きていますわけなんですけれども、そういうことをお聞きになつていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 一部でそういううわさを聞いております。

○小笠原貞子君 うわさではなくて、現実にも、協力しかねるというふうなことになるわけなんです、もしそういうふうなことになる大変これは困つた状態になつてくるんじゃないか。

そこで、具体的に待遇の問題でお伺いしたいんですけれども、五十年度は五千九百五十円というふうに出算されているわけですが、この五千九百五十円の算出の基礎というものをどういうふうにごらんになつてこの数字をお出しになつたんでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 今年度獣医師の雇い上げ手当を五千九百五十円、これは前年に比べまして三・二％の引き上げで予算を計上していま御審議をお願いしておりますが、これは例年のこととでございますけれども、雇い入れ手当というのは、まあ獣医師に対しまして日当として出されるものでございますが、その算定に当たりましては、国家公務員の給与水準、それからその改定の状況、それから類似の職種であります一般の医師の雇い入れ謝金の引き上げの状況等を勘案して引き上げ額を決めておるわけでございます。そのようなことで、先ほど言いましたような五千九百五十円というものが五十年年度予算に計上されておるわけでありませう。

○小笠原貞子君 確かに、いろいろ伺わせていただきましたら、公務員給与体系、四等級八号から十五号ぐらゐと、それからまたベースアップ分も勘案し、そして医師雇い上げ謝金というふうな形で総合的に勘案されている。非常に総合的に勘案されているその総合的が、一方で言えば、ちょっとつかみ金で、出したり引つ込めたりと、額もその辺で決まってくるというふうなふうになつてしまつていふように見られるんです。確かに、いま局長おっしゃつたように、前年比で見ますと三

二・三％のアップで、数で言いますと非常に大幅なアップだけれども、もう一方の獣医師さんにしてみれば、この大変な地域を抱えて、冬なら冬の大変な寒い中で、そして自分が診るといふ立場から考へてみると、もともとがそう高くない。安いところだから三・三％と、大幅みただけけれども、実際には決して満足できるような、というよりは、むしろ非常に低いというふうに見て協力しかねるというふうなことも出てくるわけでございますね。で、農林省が大蔵省に要求された額は確か六千二百円というふうな何つていたんですけれども、査定で二百五十円削られた。大変細かいことを言うようすだけれども、その二百五十円、何をいふ意味で削られたのかな、ということもいろいろ聞かれました、私もわかりませぬ。明快に二百五十円なぜ削られたかというところを教えてくださいたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) まあ当初概算要求出したときの額が満度を実現しなかつた点、残念に思つておりますが、国家公務員の給与の改定が四十九年度は定期昇給を除きますと二・九・六四というところであつたというふうなことも査定する大蔵省側の考への中にはあつたと思ひます。そういうようなことから、これは折衝事でございまして、当初要求いたしましたのが全部実現できないことはある程度やむを得ないというところで、五十年度としては先ほど申し上げた線で決まつたわけでございますが、今後とも実情に合った引き上げをしていくということには努力をしてまいりたいと思つております。

○小笠原貞子君 折衝の段階でいろいろ御苦労もなすつたと思ひますけれども、やっぱりここで考へていただきたいたいのには、獣医師としての技術的な評価という立場も考へて見ていただかないといかないんじゃないかと、そう思うわけなんです。そして今度雇い入れ獣医師の方に協力をしてくださる農業共済組合、北海道の場合の北海道農業共済でちょっと資料を出してもらつていろいろ見てみましたんですけれども、一応共済組合としては福



利厚生、退職積立金というふうなものも見ていか  
なければならぬわけですね、その獣医師さん  
については。そうすると、共済の獣医師さんが、国  
や道の要請で行う仕事、そして共済の仕事の比率  
というものが割ってみますと、一防疫期間当  
り年間労働費が四十九年度で一三・五日というこ  
とになっている。こうした状況から見て、国の助  
成が一日当たり五千九百五十円を済むということ  
は、非常にそういうことも考えられていない、不  
合理だというふうな考え方で不満を持っているわ  
けなんです。その辺についてはどういうふうな  
ごらんになっていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) これは雇入れ獣医師手  
当金の性格いかんということに関連する御質問か  
と思えますが、まあ伝染性疾病の発生予防だ  
とか、蔓延防止のために検査だとか、注射だとか、  
薬浴とか、いろいろあります。これは獣医技  
術者でなければできないわけですが、こ  
れらの業務は、その伝染病の発生状況によりま  
して、年によってかなり変動があるわけ、非常  
に多発する年ももちろん業務量はふえますし、そ  
うでない年は非常に少ない。また、その流行の時  
期も季節性がかなりございまして、一年じゅう平  
準化されてないというふうな点から、年間を通じ  
て定量的な平均的な業務量がないという点から、  
都道府県のまま公務員として、職員として継続的  
に配置していくというわけにはなかなかまいらな  
いということ、随時、開業獣医師あるいは団体  
所属の獣医師等、その地域に所在する獣医師の協  
力を得て、検査、注射とかというふうなことを  
やっておるわけでございます。したがって、性格  
上雇入れ獣医師の活動といえますのは、常勤的  
な性格のものではなくて、日々雇用的な性格のも  
のであるということになりますので、その手当に  
は福利厚生費とか、あるいは退職金とか、いわゆ  
る常勤的な雇用の前提として含まれておるよう  
なものが入りにくいというございまして、した  
が、先ほど御指摘のようない点につきま  
して、確かに一つの問題だと思えますけれども、

現在のところ、福利厚生費的なもので算入され  
ておるといふところまではいっておらないわけ  
であります。

○小笠原貞子君 じゃあ、なるほどそうおっしゃ  
られるとそういうことにもなるかなと思えますけ  
れども、私が言いたいのは、これは公共性を持  
た問題なわけですね。それで公共性を持ったもの  
であって、国としてもやらなければならぬとい  
ころを、そのところを雇入れ獣医師で賄って  
らうという立場から考えると、都道府県に、ま  
あはつきり言えば、任せっきりみたいな形で、不足  
を補ってもらおうという、民間への依存が非常に安  
易な姿勢でやられているのじゃないかと。たとえ  
雇入れにしても、それが当該所属機関に一定の  
負担を、結果的に強いるというふうな形になるの  
では、日当だけと言っているものではない、とい  
うふうな考えのわけなんです。やっぱりあくま  
でも国の立場でやらなければならぬ定員の不足  
や何かを補ってこれているんだ、という立場に  
立って、その仕事も公共性のものであるという立  
場から考えれば、やっぱりもうちょっとそんな安  
易な考え方はなくて、改善するという立場に  
立っての御検討を私は繰り返してお願いしたい  
と思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど申しましたような  
勤務の実態あるいは雇用の実態の差がございま  
すので、いま言われました点、御趣旨は理解でき  
る点もございまして、いろいろ検討すべき点  
が多いと思ふので、慎重に検討してまいりた  
いと思ふます。

○小笠原貞子君 もう一つ具体的に伺いたい  
んですけれども、五十年年度の予算の概算要求を  
に当たって、道農業共済と北海道道庁が農林省  
に対して、人件費の六〇%アップの要請と一緒に  
車両代という項目で要請が出ていると思ふん  
です。一日当たり五百四十円、車のガソリン代とい  
うような形で車両代というのが出てくるんですけ  
れども、農林省が大蔵に要求なすったときには、  
これが全然削られて、要求に出されてないわけ

なんです。道庁と農業共済組合の方から要求と  
して、車代が要求に出ているけれども、農林省の  
概算で大蔵省に要求なすったときには、農林省の  
方で御遠慮なさっていらつしやるということなん  
です。その辺の理由はどういうことだったんで  
しょうか。

○政府委員(澤邊守君) 車代を含めるようにとい  
う北海道の、これは道庁ですか、道庁あるいは獣  
医師会からの要請はわれわれも検討したわけ  
でございますけれども、われわれが概算要求を出  
しました際には、特に車代を含むということ  
を示せずして提出をいたしております。なお、北海  
道の獣医師会も、当初は車代を含めるといふこと  
をかなり強く主張されましたけれども、なかなか  
むずかしいという御事情も考えられたのかと思  
いますが、途中からは、この点よりは全体の総額を  
引き上げるといふことに重点を置いた御要求を統  
けられたというように記憶いたしております。

○小笠原貞子君 そういふふうにごらんになつた  
のかもしれないけれども、現地へ行つていろ  
ろ聞いてみますと、やっぱり、先ほど申し上げ  
ましたように北海道は非常に広い。近辺の近い  
ところなら歩いていけるけれども、一支出なんて  
いまして、小さい県なんかよりずっとずっと大  
きい。一つの庁でも、一つの県より大きいなんて  
いうところを抱えていますから、だから、普通に  
評価される日当に当たるお金だけではなくて、  
やっぱりもう必需品などで、そんなところまで歩  
いていけなくて、どうしてもできないことなので、何  
かそのことは切実に考えてもらいたい。これもま  
た北海道の特殊な点になりまして、これもま  
た北海道の特長みたいなになりますけれども、  
そしてまた、自動車とかその他の便というものも  
ございまして、やっぱり車に頼らなければなら  
ない。そうすると、それは必要経費だといふこと  
で、非常に現地の獣医師さんなんか聞いてみま  
すと、これがもう抜かされるというのはいくら  
かというところで、この点強く要求がありました  
ですね。それはもう当然考えていたかなければな

らないし、今年度は、そういうことでだめになる  
ということであれば、来年度に向かつてでも結構  
ですけれども、やっぱり現場を見てもらって、北  
海道を見てもらって、獣医師さんの活動範囲とい  
うのを見てもらえれば、これは当然特殊に自動車  
と車両代といふことは加算して考えていただかな  
ければならぬといふふうな、これ強くお願い  
したいと思ふんですけれども、考えていただけな  
いでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 御趣旨の点はそれなりに  
よくわかるわけでございますが、現実の問題とい  
たしましては、雇入れ獣医師の勤務は普通の常  
勤の職員とはやや違う形で仕事をお願いしてい  
るという面、なかなか詳しく申し上げかねる点も  
あるんですけれども。そういう点で実情は無理の  
ないように調整しているという面が見られると思  
います。しかし、確かに車代の問題は、それ自身  
取り上げれば、確かに含まれていないといふのは  
問題であるといふのはわれわれも理解できると  
ございまして、他の制度との関連もありま  
す。慎重に研究をさせていただきますと思ひま  
す。

○小笠原貞子君 じゃ、ぜひ検討していただき  
たいと思ふます。

それから次に、四十六年の附帯決議で、獣医師  
の「農村定着化と待遇の改善」ということが触れ  
られておるわけですね。先ほどからもいろいろお話  
が出ておりましたように、家畜の飼養頭数が非  
常にふえる傾向になって、政府みずからまた畜産  
を奨励して大規模飼育を進めるといふ方針でい  
らつしやる。それからまた、一方では輸入家畜増  
からいろいろ新しい、今度の場合もそうでしょう  
けれども、新しい日本で発生を見なかつたような  
伝染病の侵入といふことも予想されるわけなんです。  
こうした状況を考えますと、家畜保健衛生所  
も非常に重要性を帯びていくということで、ここ  
で審議もされているわけですが、それに比  
べて、政府がいままでとってきた獣医師の農村に  
定着するといふ対策、具体的に、この獣医師を農

村にいか定着させるという対策を見てみますと、非常な立ちおくれを見せているというふうになり、予算など調べさしていただくと言わなければならぬと思ふんです。わずかに、四十八年、四十九年の両年に産業動物獣医師総合対策という形で出ております。これは、本省内検討会事務費が計二百三十五万円計上されているという、これだけなんです、四十八、四十九年度を見ますと、五十年年度になって、やっと無獣医地域獣医師定着化モデル事業費というのが計上されて、これがやっとほんとうの意味での獣医師の定着化の仕事の始まりだというふうに見えるわけですね、いろいろ資料を見せていただきますと、そうすると、ちょっと少し少な過ぎる、いろいろ附帯決議で言われているこの大事な問題について、この面は非常に悪くおこれているんじゃないかと。こんなことではほんとうに獣医師さんが農村で定着してその仕事をやっていただけるのかどうかということがちょっと不安になってくるわけなんですけれども、その対策についてどういうふうにごらんになっていらっしゃるかどうか伺いたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 現在、全国的に見まして、獣医師の配置につきましては、都市が過密であるというところで問題がございますが、逆に、農村地域におきましては、これは産業動物関係の獣医師ということになるわけでございますが、不足であるという両極端の現象が出ています。不足です。特にわれわれが畜産振興を図ります場合、農村地域におきまして獣医師の不足ということが非常に深刻な問題になりますので、これを何とか定着するようにして無獣医村も解消するということには全力を尽くさなければいけないということ、先ほど御指摘がございましたように、四十八年、四十九年、総合対策検討会というのを設けて、実は二月の十日に報告書が出たわけでございます。それらの審議過程も十分参考にさせていただきます。先ほどお話のしました無獣医地域の獣医師の定着化モデル事業というものを全

国四カ所につきまして五十年年度から新たに実施することに入つたわけでありませう。

先ほど言いましたように、この報告は二月に出ましたので、その報告を受けて五十年年度予算を組んだところまではまいりませんでしたが、十分でございますが、モデル事業として実施をいたしまして、診療施設なり診療車なり、あるいは宿舎まで含めて助成をして、そこに獣医師さんが落ちつくと、誘致できるというようにすること、これを始めたわけですが、この成果も見ながら今後拡充していきたいというふうに思ひますし、それからまた、定着を図りますためには、そういう施設を助成をいたしましてやるというののも一つの方法でございますが、もう一つは、先ほど来御議論が出ていますように、不足の原因というの、やっぱり待遇が悪い——処遇が悪いとか、生活が不便だということもございませう。都市のほうは収益が上がるということもございませうけれども、やはり、処遇が十分でないという点が基本ではなからうかと思ひますので、そういう点につきましては、手当の問題あるいは公務員については給与の問題等につきまして今後一層充実するように努力していくことが基本ではないかというふうに思ひてやっております。

○小笠原貞子君 やられないよりも、やられ始めたということは大変結構だと思ひますけれども、五十年年度のそのモデル事業というの、診療施設等の車購入費二分の一補助というふうな形で全国四カ所ということで始められた仕事は非常に結構なんだけれども、ほんとうに少ないですね。何とか、この辺のところいろいろ検討していただいで心配なくしていただきたいということをまた重ねてお願いしたいと思ひます。

それで、直接問題になっていきます豚の水疱病の問題なんですけれども、ヨーロッパで流行いたしましたですね。七三年一月のFAOのローマ会議でいろいろな決定がされたわけですが、日本側としてはどういふふうな検討がされてきたのかどうかとい

うことを伺わせてください。

○政府委員(澤邊守君) ただいまお尋ねになりましたのは、FAOが昭和四十八年一月に、世界各国で豚水疱病が発生いたしました、何回も会議をやつた中の一つの緊急会議におきまして、蔓延防止をするための措置につきまして報告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみますと、発生国は、OIEという国際獣疫事務局という家畜伝染病関係の専門の国際機関でございます、そのOIEというのに発生を通報することだとか、発生があつた場合は患者及び患者と接触した豚を殺処分すること、あるいは感染農場からの家畜の移動は殺処分後六週間制限すべきこと、あるいは死体は焼却、埋却すること、あるいは輸入国は、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないような措置をとつていられるかどうかを確認することとか、蔓延防止のための必要な措置について報告を行つたわけでございます。

わが国といつたしましては、その報告の前、四十七年十二月の英国の発生がかなりございまして、それからたまたまの報告がございまして、以来、本病が口蹄疫という非常に恐れられている病気に非常に類似しているということ、しかも被害は口蹄疫ほどはございませぬけれども、かなり急性であつて被害が大きいということから、わが国におきましてもこの報告の趣旨を重視いたしまして、本病の病性だとか、英国におきまします発生状況等に関係方面に周知徹底する。これは私どもで週報を出しておりますので、家畜衛生週報というのを毎週出しております。その中で繰り返しそういうような周知徹底も図る一方、口蹄疫等の海外悪性伝染病に関する知識とその対応措置につきまして、会議その他あらゆる機会をとらえまして、これは発生した場合には、初動防疫、最初の手の打ち方が大事でございますので、それに重点を置いて対策の周知徹底を図つてきたところでございませう。そういうこともございまして、実は先般、茨城県外二県で発生した場合は、茨城県の開業獣医師の方が週報をよく見ておられまして、これは

危ないということですぐに報告をされまして、非常に機敏にされまして、それが三県下で五百八十頭というあの程度にとどまつた一番大きな効果だつたと思ひます。そういうことで、初動防疫措置をとつて、局地的な小発生にとどめるところが非常に大事だということをやつてきておりましたことが、その意味では効果があつたと思ひ、非常に喜んでおるわけでございます。

また、そういうこともございまして、報告等も考えまして、発生しました場合には、家畜伝染病の六十二条を適用しまして、蔓延防止措置につきまして一次的な準用をするための政令を決めました、国としても適切な措置がとり得たということ、われわれといたしまして不幸中の幸いであつたと思つておるわけでございます。

さらに四十九年の三月と八月の二回にわたつたして血清学的な調査を、まあ抗体調査というのをやりまして、全国的にどの程度ウイルスが進入しておるかということ調査したわけでございますが、その調査の結果、現在は豚水疱病は残つておらないというふうな確認がされたわけでありませう。そのように、お尋ねのFAOの報告はわれわれとしては十分尊重して、それに伴う周知徹底と適切な措置に万全を期したつもりでございます。

○小笠原貞子君 いろいろ対処していただけてると思ふんですけども、そのために、心配なのは入つてくる流入経路ですね。これが港だとか空港だとか押さえて、そして動物検査だけで済むものか、入つてくるそれを押さえるための体制というのはいろいろ御苦労があるんじゃないかと思ひます。動物そのものが持つてくればいふけれども、人や何かについて入つてくるというふうなおそれがあるのかないのか、その辺のところの進入する経路というふうなものについてのお考えを伺わせていただきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 今回の発生は進入経路ですね、これもいろいろ調べたんでございませうが、神奈川県がどうも最初に発生をして、それが茨城県と愛知県に伝染をしたということまではわかり



決定いたします。

○委員長(佐藤隆君) 次に、山村振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者から趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院議員(坂村吉正君) ただいま議題となりました私外十二名の提出にかかる山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

昭和四十年に衆議院農林水産委員長の提案により、山村振興法が制定されて以来、四十七年度までに国土のおよそ二分の一に相当する地域が山村振興地域に指定され、山村振興計画の策定をはじめこれに基づく各種の山村振興事業が推進されてまいりました。山村住民の所得水準、生活環境施設整備の水準などの地域格差は必ずしも解消されず、山村の現状はなお厳しいものがあるものであります。

山村地域は、これまで農林産物の供給、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの諸機能に果たしてきた役割りを果たしてきましたが、近年これらの役割り等を維持する必要性が高まるなど山村地域の振興の重要性は一段と高まっているのであります。

このような実情にかんがみまして、本年三月三十一日をもって期限切れとなる本法の有効期限をさらに十カ年間延長いたしますとともに、山村の当面する新たな情勢に対処して、その内容及び関連諸施策等の整備充実を図ることとして、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。以下、改正の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、山村地域が国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割りを担っていることを法律の上で明らかにするため、目的についての規定を改正することといたしました。

第二に、山村地域の振興の根幹的施設であり、

また地域住民の要望のきわめて強い道路交通網の整備等について、振興山村関係市町村の財政負担の軽減等を図って、その整備を促進するため、基幹的な市町村道、農道、林道等の新設及び改築は都道府県も行うことができることとし、この場合には、その経費について後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることといたしました。

第三に、振興山村における集落の整備のための住宅の建設等及び農林漁業経営の改善のための資金の融通の円滑化を図るため、住宅金融公庫資金融通の特例及び農林漁業金融公庫資金の融資の特例を認めることといたしました。

また、国及び地方公共団体は、振興山村における住民の基本的問題である医療の確保を図るため、診療所の設置等の事業が実施されるよう努めなければならぬこととする。山村において伝承されてきた地域文化を保存するため適切な措置が講ぜられるよう努めるべきことを明らかにしました。

以上のほか、所要の規定の整備を行うことといたしました。

以上が山村振興法の一部を改正する法律案の提案理由及びその主要内容であります。

なお、衆議院農林水産委員会におきまして、委員長より指定市町村から強い要望のありましたいわゆる山村債及び本法第四条の解釈につきまして、政府の見解をたずねましたところ、佐藤自治政務次官から、山村債につきましては、刃地債の条件を緩和すること等で対処したい旨、また本法第四条の解釈につきましては、森大蔵政務次官から、「国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善」とは、当該事業にかかる採択基準の緩和、国の負担割合または補助率の引き上げ等を含むものと政府も考えている旨の答弁がありました。

何とぞ御審議の上、速かに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(佐藤隆君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) 速記を起してください。

これより質疑に入ります。

この際、理事会の申し合わせに基づきまして、本案に関し、当委員会を代表して政府の見解を伺います。

衆議院農林水産委員会における灘谷委員長の代表質問により、起債の問題については刃地の指定基準の緩和と適債事業の範囲の拡大により対処すること、本法第四条には採択基準の緩和と国の負担割合または補助率の引き上げ等を含み得ることという二つの政府見解が明らかにされました。したがって、これらの点につきましては重複を避けるために省略し、以下の三点について政府の見解を伺います。

第一は、本案により第十四条として規定されることとなる(医療の確保の問題)であります。

この問題は山村においてはきわめて深刻な問題であり、本法制定の暁には、政府の積極的な施策の展開が望ましいものであります。この際、厚生省当局から山村振興の一環としての無医地区対策の方針を伺いたしたのであります。

第二は、山村振興に対する国有林の協力であり

山村振興法にはその第四条に「国有林野の積極的活用」という規定がございますが、国有林地帯の山村におきましては、国有林は、木材等の国有林野産物の売り払い、造林保育、雇用等、その管理経営の全般にわたって山村振興に影響する面がきわめて大きいのであります。したがって、国有林野の積極的活用はもちろんで、その他の管理、運営につきましても、常に地元山村の振興について十分配慮した対処がなされるべきであると考えます。この点について農林省当局の見解を伺います。

第三は、山村の役割りに関する問題であります。本案は山村の持つ公益的機能など国民的な役割りもあわせて規定することにしており、現行法の足らざる点を補っているものであります。山村が

果たしている国民的な役割りは必ずしも物的なものだけでなく、精神的・文化的な側面についてもその役割りは大きいと思われるのであります。

すなわち、最近における工業化・都市化の急速な進展により国民生活が規格化され無味乾燥となるという問題が強く指摘されている中で、健全な山村が存在することの意義はきわめて高いと思っております。したがって、山村の振興は、このような趣旨からも従来よりもはるかに積極的な姿勢で推進されるべきであります。この点について政府当局の見解を伺います。

○政府委員(山下徳夫君) お答えいたします。昭和四十八年における政府調査によりますと、全国における無医地区の数が二千八百八カ所でございます。この中で山村振興地域内にあるものが千二百二十カ所、半数以上でございます。このような山村振興地域における医療の確保につきましては、政府といたしましても、きわめて緊急性の高い課題と考えて、かねてより僻地診療所の整備、患者輸送車等機動力の整備、僻地医師修学資金等による医師の確保等の施策を講じてきたところであります。しかしながら、従来の僻地医療対策はやもすれば無医地区を中心とした個別的な対策に偏したきらいがあったため、昭和五十年に以降におきましては広域的かつ組織的な対策を計画的に展開し、僻地医療の確保を図ることとしております。すなわち、新たに無医地区を有する広域市町村圏を単位とした僻地中核病院の整備及び無医地区への保健婦の配置を行うことにより、医師の確保及び僻地住民の保健指導の強化を図るとともに、僻地診療所の整備及び運営に対する国庫補助率の引き上げを行う等、僻地医療対策の格段の強化、充実を図ることといたしております。

政府といたしましては、以上のような方針のもとに、山村振興地域における無医地区対策を進めていく考えであります。山村振興法の今回の時宜を得た改正を契機といたしまして、今後とも無医地区対策の一層の充実を努めてまいります。

ございます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 国有林野事業の運営に当たっては、基本的には林政審議会の答申の趣旨に沿い、国有林野の持つ公益的機能の發揮、林産物の計画的、持続的供給及び地域振興への寄与等、国有林野事業が果たすべき役割りを十分認識した管理、経営に努めておるところであります。とりわけ国有林野の所在する農山村地域の振興については、国有林野の管理、経営全般にわたり、これら地域の産業発展と住民福祉の向上等に密接な関連を有するところから、かねてから地域振興の寄与について十分配慮してきたところであり、すが、今後とも社会、経済情勢の変化に対応しつつ国有林野の活用、林産物の供給、雇用の場の提供、その他農山村地域の振興に資するよう積極的な管理、経営に努めてまいりたいと思ひます。

○国務大臣(金丸信君) ただいまの御質問の趣旨にありますとおり、山村地域は国土の保全、自然環境の保全、国民への緑地の空間の提供など、国民にとって欠くことのできない公益的機能を果たしている地域であり、しかもその役割りは単に物質的なものだけでなく、精神的、文化的なものも含んで国民に国民共通のふるさとともいふべき意義を持っていると考えます。したがって、山村の振興に当たってはこうした考え方を十分踏まえ、山村が果たしているこのような国民的役割りを一層發揮させるためにも、今回の改正を契機として山村振興施策の拡充にさらに積極的な努力してまいり考へ方でありま。

○委員長(佐藤隆君) 以上で質疑は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。——別に御発言もないうりから、討論は終局したものと認めま。

○委員長(佐藤隆君) 総員挙手と認めます。よ。

て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤隆君) 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院議員(坂村吉正君) ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

農業協同組合併助成法は昭和三十六年に制定され、その後昭和四十一年、昭和四十五年及び昭和四十七年の三回にわたる法改正が行われ、同法に基づく合併経営計画の提出期限についての延長措置が講じられてまいりました。その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめてまいりましたのでありますが、いまだに五百戸未満という零細規模の組合が相当数存在しており、これら組合の中には今後合併を行い、その組織、事業並びに経営体制の強化を図ろうと志向しているものが相当数あると見られるのであります。

このような実情にかんがみ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる同法に基づく都道府県知事による合併に関する計画の認定制度の適用期間を、さらに、三年間延長し、合併計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、従前どおり、法人税、登録免許税等の減免措置の特例を与え、合併促進の一助にしようとして、ここに本案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決くださいませうようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤隆君) これより質疑に入ります。別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないうりから、討論は終局したものと認めま。

○委員長(佐藤隆君) 総員挙手と認めます。よ。

○委員長(佐藤隆君) 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(佐藤隆君) 総員挙手と認めます。よ。

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(佐藤隆君) 速記をとめてください。

○委員長(佐藤隆君) 速記を起してください。

○委員長(佐藤隆君) 速記を起してください。

○委員長(佐藤隆君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、国民所得水準の向上、国民食生活の高度化等に伴い、牛肉需要は、着実に伸張してきたのに対し、国内生産は、これに十分には対応し得ず、輸入量は年々増加してきたところでありま。

消費に至る各般の施策に加え、輸入割当て制度による牛肉輸入の規制及び畜産振興事業団による輸入牛肉の買入れ、売り渡し措置等によりまして、価格の安定を図ってきたところであります。しかしながら、昭和四十七年夏から四十八年秋にかけて、牛肉需要の著しい増大と、国内生産の伸び悩みにより、牛肉価格は急激に高騰したのに対し、昭和四十八年十一月以降においては、石油ショックに端を発する諸物価の高騰等により、牛肉需要は停滞傾向を示し、供給量の増大と相まって牛肉価格は一転して急激な暴落を示したのであります。このような事情に加えて、昭和四十八年以降、国際的な飼料穀物需給の逼迫等を反映して、配合飼料価格が大幅な値上がりを行いました。そのため、昨年来、肉用牛経営は、きわめて困難な事態に直面いたしましたのであります。

政府といたしましても、このような事態に対処して、昨年初来、緊急措置として輸入量の調整、生産者団体の行う調整保管に対する助成、小売り価格の引き下げ指導、消費促進キャンペーン、肉用牛経営安定のための低利資金の融通等の措置を講じ、牛肉需給の安定と価格の回復並びに肉用牛経営農家のこうむった打撃の緩和に努めてきたところであります。

しかしながら、最近における肉用牛の生産事情の変化、牛肉の需要及び価格並びに国際市場等の動向から見まして、長期的に肉用牛経営の安定と牛肉生産の振興を図り、牛肉消費の安定を期するためには、この際、牛肉の価格安定に関する恒久的な制度を確立することが必要と考えられるのであります。

このため、牛肉につきましても、豚肉同様、畜産振興事業団の売買操作等による価格安定措置の対象となる指定食肉に追加することにより、その価格と需給の安定を図ることとし、ここに、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、その主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、牛肉を指定食肉に追加することであり  
ます。

御承知のとおり、現行法の価格安定制度の対象  
となる指定食肉には、現在、豚肉のみが指定され  
ておるわけですが、先ほど申し上げました  
ような牛肉の価格安定の必要性にかんがみ、牛肉  
を指定食肉に追加するものであります。

指定食肉に追加することにより、牛肉について  
も、農林大臣による安定価格の決定、畜産振興事  
業団による売買操作、生産者団体の自主調整保管  
措置等の対象になることとなります。

第二は、畜産振興事業団の保管する牛肉の売り  
渡しに関する規定の整備であります。

畜産振興事業団による指定食肉の売り渡しにつ  
きましては、現行規定により、その価格が安定上  
位価格を超えて騰貴し、または騰貴する恐れがあ  
ると認められる場合に行うものとされております  
が、牛肉につきましては、通常時において畜産振  
興事業団が相当量の輸入牛肉を国内市場に供給す  
る必要があるという需給事情等にかんがみ、以上  
の場合のほか、従来の取り扱いに準じてその保管  
する牛肉、すなわち、輸入牛肉及び価格低落時に  
買入れた国産牛肉を、肉用牛の生産及び牛肉の  
消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指示  
する方針に従って、売り渡すことができることと  
いたしております。

そのほか、以上の措置に関連して必要な経過措  
置等諸規定の整備を行うことといたしておりま  
す。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主  
要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ  
さいますようお願いを申し上げます。

○委員長(佐藤隆君) 次に、補足説明を聴取いた  
します。澤邊畜産局長。

○政府委員(澤邊守君) 畜産物の価格安定等に關  
する法律の一部を改正する法律案につきまして、  
提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案いたしました理由につきまし

ては、すでに提案理由説明におきまして申し述べ  
ましたので、この法律案の主要な内容につき、若  
干補足させていただきます。

第一に、牛肉を指定食肉に追加することであり  
ます。

現行の畜産物の価格安定等に関する法律におき  
ましては、指定食肉について安定価格を定め、価  
格がこの安定価格帯の中で安定するよう、畜産振  
興事業団が指定食肉の買入れ、売り渡しを行う  
価格安定制度を設けており、従来、豚肉のみを指  
定食肉としてこの制度を運用してまいりました。  
牛肉につきましては、この指定食肉制度とは別個  
に、畜産振興事業団に輸入牛肉の買入れ、売り  
渡しの業務を行わせ、この輸入量の相当量を畜産  
振興事業団に取り扱わせることにより、国内の需  
給及び価格動向を勘案した適切な牛肉の需給調整  
をはかり、牛肉価格の安定をはかってきたところ  
であります。

しかしながら、提案理由説明でも申し上げまし  
たように、長期的に肉用牛経営の安定をはかり、  
牛肉の生産の振興と牛肉消費の安定を期するた  
め、牛肉の価格安定に関する恒久的な制度を確立  
することとし、牛肉を畜産物の価格安定等に関す  
る法律による指定食肉として追加することといた  
したのであります。この場合、対象となる牛肉の  
規格は農林省令で定めることといたしておりま  
す。

牛肉を指定食肉に追加することに伴い、農林大  
臣は、毎年度牛肉及び肉用牛の生産条件、需給事  
情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保  
することを旨として、その安定基準価格及び安定  
上位価格を定めることとなるのであります。

これらの価格が決定されますと、次のような価  
格安定操作が畜産振興事業団によって行われるこ  
ととなるのであります。

すなわち、牛肉の価格が安定基準価格を下って  
低落した場合には、その価格の回復をはかるた  
め、中央卸売市場等において牛肉を安定基準価格  
で買入れ、また、牛肉の価格が、安定上位価格

を超えて騰貴した場合は騰貴するおそれがあると認  
められる場合には、その価格の騰貴を防止するた  
め、その保管する牛肉を中央卸売市場等において  
売り渡すこととなるのであります。

また、この畜産振興事業団による買入れ、売  
り渡し措置に加えて、牛肉の価格が著しく低落し  
または低落するおそれがあると認められる場合に  
は、肉用牛の生産者団体は、牛肉の価格を回復し  
または維持することを目的として、牛肉の保管ま  
たは販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を  
受けて、その計画を実施することができ、この保  
管に要する経費については、畜産振興事業団が助  
成することとなっております。

第二に、畜産振興事業団の保管する牛肉の売り  
渡しに関する規定の整備であります。

畜産振興事業団の保管する牛肉の売り渡しにつ  
きましては、ただいま申し上げましたとおり、牛  
肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴しまたは騰  
貴するおそれがある場合に、その価格の騰貴を防  
止するために行うこととなるのであります。牛肉  
につきましては、このほか、通常時において  
も、農林大臣が牛肉及び肉用牛の生産条件、需給  
事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産及  
び牛肉の消費の安定をはかることを旨として指示  
する方針に従って、その保管する牛肉を売り渡す  
ことができることといたしてあります。これは、  
通常時において相当量の輸入が必要であり、畜産  
振興事業団が取り扱う輸入牛肉が相当の部分をお  
もつという需給事情にあることから、現行法にお  
いても設けられている制度であります。その取  
り扱いの対象に、今回の改正により畜産振興事業  
団が買入れることとなる国産牛肉を加える等所  
要の規定の整備をいたすものであります。

そのほか、以上の措置に関連して、所要の規定  
の整備をすることといたしてあり、附則におきま  
して、この法律の施行期日を公布の日から起算し  
て三十日を超えない範囲内で政令で定める日とい  
たしてあります。

食肉たる牛肉の安定価格につきましては、この法  
律の施行後、すみやかに定めることといたしてお  
りますとともに、その決定の手続は、公布の日か  
ら行えることといたしてあります。

以上をもちまして、畜産物の価格安定等に関す  
る法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足  
説明といたします。

○委員長(佐藤隆君) 以上で趣旨説明の聴取は終  
りました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしま  
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会



昭和五十年四月十五日印刷

昭和五十年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局